

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 2 月 2 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600623 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600235 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額に係る記録を 51 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 19 年 12 月 7 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

日本年金機構の記録では、育児休業期間中だった請求期間に支給された賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の入金記録並びに A 社を合併した B 社から提出された請求者に係る賞与台帳により、請求者は平成 19 年 12 月 7 日に A 社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 19 年 * 月 * 日から平成 20 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及び B 社から提出された賞与台帳における賞与額から、51 万 5,000 円とすることが必要である。